

全議員の提案による条例

すずかの地産地消推進条例を 全会一致で可決しました。

条例制定までの経緯

近年、食の安全性に対する社会的な関心が高まるなか、平成20年、有志議員によって「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」が結成されました。「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」は、鈴鹿市の農林水産業の現状等について、行政担当者や農林水産業の関係者等から聞き取りを行い、鈴鹿市の学校給食に、地元産の野菜の使用割合が少ない(金額ベースで約26.3%程度)ということを確認しました。



地元で生産された野菜なのに、なぜ、鈴鹿市の子どもたちが食べる学校給食に、これほど少しあしか使われていないのか。また、思うように使うことができないのか。そのような思いから、地産地消と食育についての重要性をさらに調査研究することとなり、食育の先進地の事例を勉強したり、施策の具現化の方法としての条例づくりを研究するため、大学講師を招いての勉強会等も実施しました。

こうして、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」の思いの詰まった条例案を作成していきました。

最初にできあがった条例案は、地産地消と食育の推進の両方を盛り込んだ内容となりました。この条例案は、市議会議員全員で議論して、より良いものにしてもらおうとの考え方から、鈴鹿市議会全員協議会で行われる議員間討議の議題として提出されました。平成22年7月15日の全員協議会で討議された条例案については、各議員からさまざまな意見が出されました。その意見は、肯定的な意見から厳しい意見まで幅広いものでした。

しかしながら、各議員から出された意見は、条例案をより良くしようとするため、熱意のある意見が多く出されていました。この出された意見を踏まえ、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」では、条例案を大きく見直すこととしました。まず、地産地消と食育の両方を盛り込んでいたため、目的がはっきりとしなかった条文を、地産地消に絞り込み、その推進にあたっては、国が定める食育基本法の施策との整合性を図っていくこととして位置付け、目的を明確化していきました。さらに、行政の各部局の担当者との協議を重ね、条文の内容や法制的な面を整えていきました。

こうして、修正された条例案は「すずかの地産地消推進条例(案)」として、平成22年10月15日と11月15日の2回に渡る全員協議会の議員間討議に議題として出され、さらに踏み込んだ議論を重ねました。

この間には、もともと「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」のメンバーではなかった議員からも、法律的解釈の面でサポートがあったり、その他でも専門的な意見が出されたりと、どんどん条例づくりを取り巻く輪が広がっていました。

また、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」が市民や各方面の関係団体等を訪問して、アンケートを実施するなどして、アンケート結果も条文に活かそうとする動きもありました。



このようなプロセスを踏まえできあがった条例案は、平成23年1月14日の全員協議会の議員間討議に議題として提出され、軽微な修正点は残りながらも、その内容について、すべての議員での合意形成に至ることとなりました。

そして、平成23年2月15日の全員協議会で、出席議員の全員が原案について承認し、3月議会の初日である、平成23年2月24日に上程された議案は全会一致で可決されることとなりました。こうしてできあがった「すずかの地産地消推進条例」の条文は次ページのとおりです。なお、条例の逐条解説は鈴鹿市議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。